

第11部 6次産業

解説

この部には、「6次産業化総合調査」の結果から、6次産業化業態別及び農業・漁業経営体における6次産業化販売戦略実態に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

6次産業化総合調査は、農業者、漁業者による農水産物の販売戦略及び生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査対象期間

調査対象期間は平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の1年間である。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成23年度の期間を含む1年間とした。

(3) 調査方法

調査対象者に調査票を郵送で配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送で回収する自計調査とした。

なお、農業・農村の6次産業化総合調査「6次産業化業態別調査」及び漁業・漁村の6次産業化調査「漁業経営体等における6次産業化総合調査」においては、調査対象者が記入した調査票を郵送又は訪問により回収した。

2 定義及び用語の解説

(1) 事業体

農業及び漁業生産関連事業を営む運営主体をいう。

なお、同一の運営主体で複数の事業を営んでいる場合はそれぞれ1事業体としてカウントした。

(2) 雇用者

農業及び漁業生産関連事業の経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。

農水産物の直接販売に係る雇用者は、農業及び漁業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。

(3) 年間販売金額

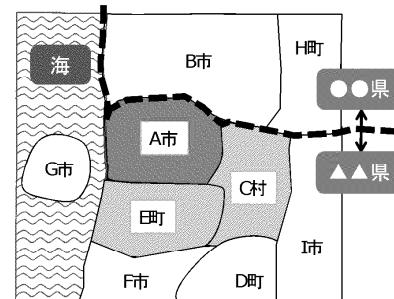
農業及び漁業生産関連事業に係る年間販売金額は、1年間（平成23年4月1日から平成24年3月31日）の事業による販売金額をいう。

農水産物の直接販売に係る年間販売金額は、1年間（平成23年4月1日から平成24年3月31日）の農産物の販売金額をいう。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成23年度を含む1年間とした。

(4) 地場産

農産物直売所・農産加工場等で取り扱う農産物の产地について、事業所等の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合は隣接としない。）で生産されたものをいう。



「地場産割合」は、以下のとおり算出した。

$$\text{地場産割合} = \frac{\text{地場産}}{\text{農産物の仕入金額}} \times 100$$

なお、農産物直売所においては、以下とおり算出した。

$$\text{地場産割合} = \frac{\text{地場産}}{\text{農産物の販売金額}} \times 100$$

(5) 農業生産関連事業

農業経営及び農協等による農産物の加工及び農産物直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストラン及び海外への輸出の各事業をいう。

ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。

(6) 漁業生産関連事業

漁業経営体又は漁協等が、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いた水産加工及び水産物直売所の事業をいう。

3 利用上の留意事項

本調査については、東日本大震災の影響により調査が不可能となった東北太平洋沿岸の一部地域を調査範囲から除外した。